

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 介護保険法による指定訪問看護ステーションの指定状況について
- 社会保険庁からのお知らせ（保険料の特別徴収事務関連）

（合計 本紙含め22枚）

vol. 96

平成12年12月7日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
平成12年12月7日

各都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生省老人保健福祉局振興課

介護保険法による指定訪問看護ステーションの指定状況について

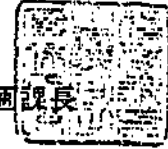
今般、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行にあたっての広報について」（平成12年12月6日保文発第999号、厚生省保険局企画課長通知）（別添1）及び「高齢者の一部負担金に関する保険医療機関等の情報提供について」（平成12年12月6日厚生省保険局企画課老人医療企画室事務連絡）（別添2）が発出されたところである。

ついては、標記につき、貴都道府県民生主管部（局）老人保健主管課（部）から情報提供の依頼があった際には、御協力いただくようお願いいたします。

別添1

保文発第999号
平成12年12月6日地方社会保険事務局長殿
都道府県民生主管部(局)老人保健主管課(部)長殿

厚生省保険局企画課長



健康保険法等の一部を改正する法律の施行に当たっての広報について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成12年法律第140号)については、本日公布されたところである。

改正の内容については、おって通知することとしているが、老人医療受給対象者に係る一部負担金等については、住民が個々の保険医療機関及び指定訪問看護事業者の一部負担金等に関する情報を得られるよう所要の措置を講じる必要がある。

このため、都道府県民生主管部(局)老人保健主管課(部)(以下「老健主管課」)におかれては、各都道府県下の個々の保険医療機関及び指定訪問看護事業者の一部負担金等に関する情報の一覧表を作成し、各都道府県及び各都道府県内の市町村の窓口等に備付け、住民の閲覧等に供していただくよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、厚生省においては、当該一部負担金に関する一覧表の作成に資するため、地方社会保険事務局が有している保険医療機関の情報を老健主管課に提供することとしており、地方社会保険事務局においては、当該情報の提供に関し、特段の御配慮をお願いいたします。

また、今後の運用においては、地方社会保険事務局から老健主管課に対し、当該一覧表の更新に必要な保険医療機関に関する情報の提供等を行うよう御配慮をお願いする。

なお、上記の具体的な方法については、別途連絡することとしているので、よろしくお取り計らい願いたい。

別添2

事務連絡

平成12年12月6日

地方社会保険事務局長 殿

厚生省保険局企画課老人医療企画室長

高齢者の一部負担金に関する保険医療機関等の情報提供について

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に当たっての広報については、厚生省保険局企画課長から、平成12年12月6日付保文発第999号により通知されたところであるが、都道府県民生主管部（局）老人保健主管課（部）（以下「老健主管課」）に対しては、都道府県下の個々の保険医療機関及び指定訪問看護事業者の一部負担金等に関する情報を一覧表形式により作成し、住民が閲覧できるよう、都道府県及び市町村の窓口等へ備え付けるなど所要の措置を講ずるよう依頼したところである。

ついては、地方社会保険事務局においては、当該一覧表の作成に関し、「保険医療機関に関する情報提供について」（別添1）及び「高齢者の一部負担金に関する情報提供について」（別添2）による磁気媒体での当室への情報の提供及び必要な情報の老健主管課への提供について御協力をいただくとともに、老健主管課が作成した一覧表の管下社会保険事務所の待合室などへの備え付けについて特段の御配慮をお願いしたい。

なお、別添2については、都道府県民生主管部（局）老人保健主管課（部）長に対しても連絡することとしているので、念のため申し添える。

保険医療機関に関する情報提供について

○ 地方社会保険事務局における事務処理について

保険医療機関情報の収録については、厚生省保険局企画課老人医療企画室から送付される磁気媒体(DATテープ)を使用し、収録処理終了後、速やかに返送する。

○ 事務処理手順について

- ① NTTデータから連絡を受け、モデムのスイッチを入れる。
- ② 磁気媒体(DATテープ)をセットすると収録が開始される。
(収録するデータ)
 - ・ 診療所：診療所名、診療所所在地、医科・歯科の別、医療機関コード
 - ・ 病 院：病院名、病院所在地、医療機関コード
- ③ 収録が完了すると、磁気媒体(DATテープ)が自動的に排出される。
(注) 自動的に排出されるまで、手動で磁気媒体(DATテープ)は排出しない。
- ④ モデムのスイッチを切る。

高齢者の一部負担金に関する情報提供について

○ 保険医療機関一覧のデータベースの作成

① 地方社会保険事務局における事務処理

保険医療機関等管理システムで有している医療機関台帳から、現存の診療所及び病院のデータを磁気媒体（DATテープ）に抽出し、厚生省保険局企画課老人医療企画室（以下「企画室」という。）へ12月12日までに届くよう送付する。なお、磁気媒体への収録作業は、NTTデータ通信の連絡を受けて行うこととする。

（収録するデータ）

- ・診療所：診療所名、診療所所在地、医科・歯科の別、医療機関コード
- ・病院：病院名、病院所在地、医療機関コード

② 企画室における事務処理

各地方社会保険事務局から送付されたデータをパソコンソフト「エクセル95」に変換処理した上でフロッピーディスクに収録し、併せて、

- (1) 「診療所（保険医療機関）一覧」〔医科・歯科別〕（別紙1）
- (2) 「病院（保険医療機関）一覧」（別紙2）

を老健主管課へ12月20日までに届くよう、順次送付する。

○ 老健主管課における事務処理

1 「診療所（保険医療機関）一覧」・「病院（保険医療機関）一覧」の作成

(1) 「診療所（保険医療機関）一覧」・「病院（保険医療機関）一覧」のデータ収録

企画室から送付されたフロッピーディスクに収録されているデータをパソコンのハードディスクに収録する。

（注）企画室から送付する保険医療機関等のデータは、地方社会保険事務局が保険医療機関等管理システムで有している12月上旬時点でのデータであるため、その後の変更情報について、地方社会保険事務局から提供を受け、一覧表の更新を行うこと。

(2) 「診療所（保険医療機関）一覧」の「一部負担金の負担方法」欄の入力

定額選択の届出のあった診療所について、「診療所（保険医療機関）一覧」の「一部負担金の負担方法」欄を「定額」に変更する。

(3) 「病院（保険医療機関）一覧」の「負担の上限額」欄の入力

病院の病床数について都道府県の医務主管課と連携を図り、200床以上・未満の別を把握することにより、200床以上の病院について「負担の上限額」の「5,000円」欄を「○」に変更する。

2 「診療所(保険医療機関)一覧」・「病院(保険医療機関)一覧表」の情報提供

(1) 市(区)町村・社会保険事務所への情報提供

「診療所(保険医療機関)一覧」及び「病院(保険医療機関)一覧」を市(区)町村又は社会保険事務所に情報提供する場合、当該一覧表から、「医療機関コード」欄を非表示としたものを作成し、

① 「診療所(保険医療機関)一覧表(表紙)」(別紙1-1)

② 「病院(保険医療機関)一覧表(表紙)」(別紙2-1)

を併せて、市(区)町村、社会保険事務所(地方社会保険事務局経由)に送付する。

(2) 関係機関への情報提供

「診療所(保険医療機関)一覧」及び「病院(保険医療機関)一覧」を関係機関に情報提供する場合、「医療機関コード」欄を表示したものを作成して関係機関へ送付する。

(関係機関) 社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会、都道府県の医師会、歯科医師会、薬剤師会

3 「診療所(保険医療機関)一覧」・「病院(保険医療機関)一覧」の更新

(1) 記載項目の更新

一覧表は次のとおり更新する。

① 診療所又は病院の名称・所在地の変更、保険医療機関の指定・取消等
→ 従来より、地方社会保険事務局から情報提供されている「新規指定医療機関一覧表」等の情報により、随時更新する。

② 診療所での一部負担金の負担方法
→ 診療所からの届出により随時更新する。

③ 病院での負担上限額
→ 病院の病床数の変更情報について、都道府県の医務主管課と連携を図り、200床以上・未滿の別を把握することにより、随時更新する。

(2) 更新情報の提供

更新した一覧表は2(1)、(2)の方法により、月次で情報提供する。

4 「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧」作成・情報提供・更新

(1) 「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧」の作成

介護保険主管課から提供を受けた指定訪問看護事業者の情報を基に、「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧」(別紙3)を作成する。

(2) 「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧」の「基本利用料の負担方法」欄

定額選択の届出のあった指定訪問看護事業者について、「基本利用料の負担方法」欄を「定額」とし、届出のないものについては、「1割負担」とする。

(3) 市(区)町村・社会保険事務所への情報提供

「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧」を市(区)町村又は社会保険事務所に情報提供する場合、当該一覧表から、「ステーションコード」欄を非表示としたものを作成し、「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧表(表紙)」(別紙3-1)を併せて、市(区)町村、社会保険事務所(地方社会保険事務局経由)に送付する。

(4) 関係機関への情報提供

「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧」を関係機関に情報提供する場合、「ステーションコード」欄を表示したものを作成して関係機関へ送付する。

(関係機関) 社会保険診療報酬支払基金支部、国民健康保険団体連合会、都道府県の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会

(5) 「訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧」の更新

一覧表を次のとおり更新する。

① 指定訪問看護事業者の名称・所在地の変更、指定訪問看護事業者の指定・取消等

→ 介護保険主管課と連携を図り、随時、情報の提供を受けることにより当該一覧表を更新する。

② 指定訪問看護事業者の基本利用料の負担方法

→ 指定訪問看護事業者からの届出により更新する。

(6) 更新情報の提供

更新した一覧表は(3)、(4)の方法により、月次で情報提供する。

5 施行時の取扱い

- 病院の一覧表については、地方社会保険事務局及び都道府県の医務主管課と連携を図って、直近の情報を反映した一覧表を作成し、1月4日に都道府県及び市(区)町村等の窓口を設置する。
- 診療所又は訪問看護ステーションの一覧表については、一定期日までに届出のあった診療所又は訪問看護ステーションのみを掲載した暫定版の一覧表を1月4日に備え付けることとし、その後、速やかに12月末までに受理した届出をすべて反映した一覧表に差し替えることとする。

(診療所又は訪問看護ステーションの一覧表の設置手順)

- 1月4日に設置する一覧表(暫定版)
 - (1) 12月の一定期日までに定額制の届出のあった診療所又は訪問看護ステーションを掲載した一覧表(暫定版)を1月4日に都道府県及び市(区)町村等の窓口を設置する。
 - (2) (1)の一定期日は、当該一覧表を1月4日に設置するための作業に要する期間を考慮して設定すること。なお、当該暫定版において、できるだけ直近の医療機関等の届出情報を掲載できるよう、十分配慮して一定期日を設定すること。
 - (3) 上記の一覧表(暫定版)については、次のとおり取り扱うこととする。
 - ① 診療所又は訪問看護ステーションの一覧表(暫定版)には、(1)の一定期日までに届出を受理したものだけを掲載する。(別紙4.4-1、5.5-1)
 - ② 当該一覧表(暫定版)には、
 - ・ (1)の一定期日までに届出のあった診療所又は訪問看護ステーションのみを掲載した暫定版であること、
 - ・ 12月末までに届出のあったものを含めたすべての診療所又は訪問看護ステーションの一覧表については、できるだけ早い時期に備え付けることとしているので御理解いただきたいこと
を明記すること。
 - (4) 上記の一覧表は、1月4日に都道府県に設置するとともに、市(区)町村等に設置できるよう送付する。
なお、2(2)、4(4)の関係機関への暫定版の送付は不要である。

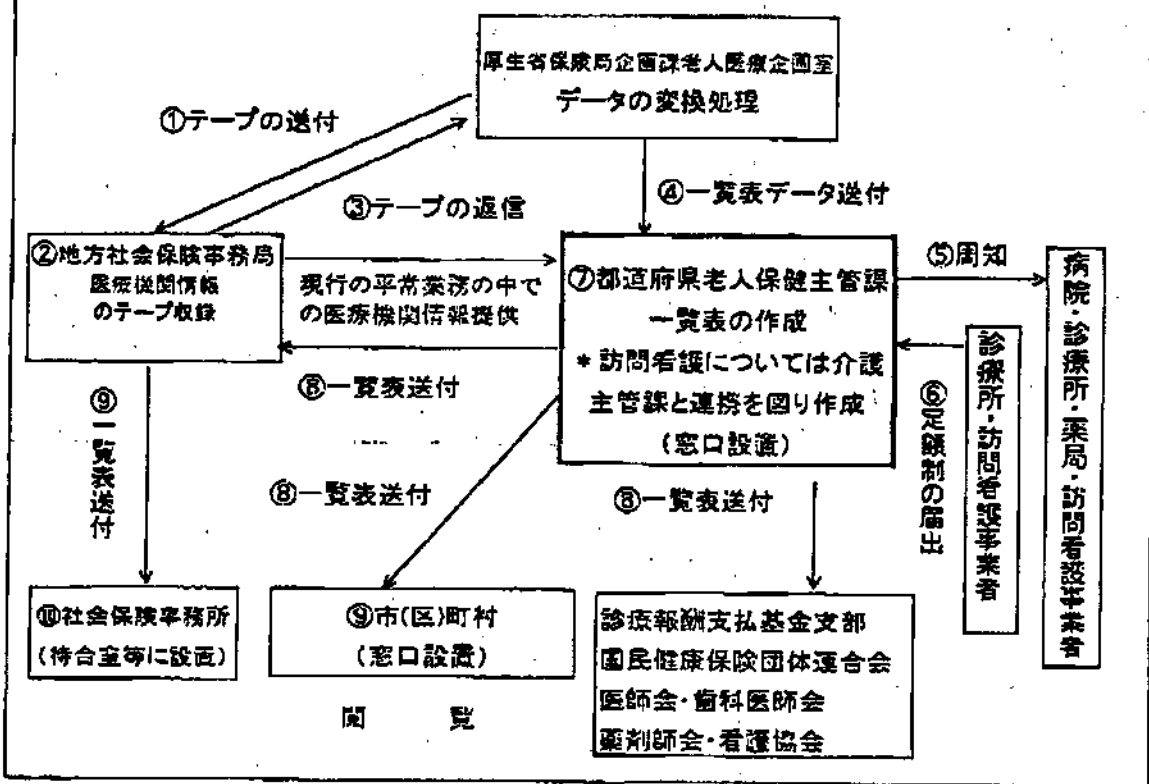
○ 12月末までに受理した届出をすべて反映した一覧表

- (1) 12月末までに受理した届出をすべて反映した診療所又は訪問看護ステーションの一览表については、できるだけ速やかに作成し、市(区)町村等に送付して暫定版と差し替えるよう対応する。
- (2) 上記の一览表については、病院の一览表と併せて、市(区)町村等及び2(2)、4(4)の関係機関へ送付する。

6 ホームページへの掲載

個々の保険医療機関等の一部負担金等に関する情報については、上記の一览表により周知を行うほか、幅広く地域住民が情報を得られるよう、都道府県のホームページに掲載するなど、創意工夫して周知を図ることとする。

高齢者の一部負担金等に関する情報提供の仕組み



一覧表作成スケジュール

12月5日 火	6日 水	7日 木	8日 金	9日 土	10日 日	11日 月	12日 火	13日 水	14日 木	15日 金	16日 土	17日 日	18日 月	19日 火	20日 水	21日 木	22日 金	23日 土	24日 日	25日 月	26日 火	27日 水	28日 木						
テープ送付		地方社会保険事務局はテープにデータを収録し、12日までに企画室に届くよう送付										企画室データ交換処理																	
										一覧表データを企画室から老健主管課へ随時送付										暫定版を市(区)町村等へ送付									
(老健主管課) 診療所等からの定額選択の届出の受理																													

1月4日 金	5日 土	6日 日	7日 月	8日 火	9日 水	10日 木	11日 金	12日 土	13日 日	14日 月	15日 火	16日 水	17日 木	18日 金	19日 土	20日 日	21日 月	22日 火	23日 水	24日 木	
一覧表窓口設置		月末更新した一覧表を作成して市(区)町村等・関係機関等へ配布																			

老人保健の加入者の方へ

平成13年〇月〇日現在

診療所(保険医療機関)[医科・歯科別]一覧表

都道府県名
お問い合わせ先
都道府県老人保健主管課
代表(123)123-4567 内線 1111

- この一覧表は、診療所ごとの一部負担金の負担方法を記載しています。
- 診療所にかかったときの一部負担金の負担方法は、診療所ごとに異なります。
- ★ 診療所での一部負担金の負担方法は次の2とおりです。
 - ① 1割負担
 - * 1か月の負担の上限額は3,000円。ただし、診療所外での薬剤の処方(院外処方)を受けた場合には上限額が、診療所で1,500円、薬局で1,500円となります。
 - ② 定額負担
 - * 1日につき800円。ただし、1か月に5日以上通院した場合には、5日目以降の通院について負担はありません。

医科又は歯科を表示

平成13年〇月〇日現在

所在地	診療所名	一部負担金の負担方法	医療機関コード
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇診療所	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇診療所	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇診療所	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇診療所	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇診療所	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇診療所	1割負担	XXXXXXXXXX

(注1)所在地は市町村単位でソートしている。
(注2)一部負担金の負担方法は初期値として「1割負担」としている。

市町村窓口等設置分には表示しない。

(別紙2-1) B4横

(別紙2) B4横

老人保健の加入者の方へ

平成13年〇月〇日現在

病院(保険医療機関)一覧表

都道府県名
お問い合わせ先
都道府県老人保健主管課
代表(123)123-4567 内線 1111

- この一覧表は病院ごとの一部負担金の負担方法を記載しています。
- 病院にかかったときの一部負担金の上限額は、病院ごとに異なります。
- ★ 病院での一部負担金は1割負担です。ただし、負担の上限額は次の2とおりです。
 - ① 大病院(ベッド数が200床以上ある病院)の場合は、5,000円です。
ただし、病院外での薬剤の処方(院外処方)を受けた場合には上限額が、病院で2,500円、薬局で2,500円となります。
 - ② ベッド数が200床未満の病院の場合は3,000円です。
ただし、病院外での薬剤の処方(院外処方)を受けた場合には上限額が、病院で1,500円、薬局で1,500円となります。

平成13年〇月〇日現在

所在地	病院名	負担の上限額		医療機関コード
		3,000円	5,000円	
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇	〇〇〇病院	○		XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇	〇〇〇病院	○		XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町	(注1)所在地は市町村単位でノードしている。 (注2)負担の上限額は初期値として「3,000」欄を「0」としている。	○		XXXXXXXXXX
〇〇〇市〇〇〇町		○		XXXXXXXXXX

市町村窓口等設置分には表示しない。

(別紙3-1) B4横

(別紙3) B4横

老人保健の加入者の方へ

訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧表

平成13年〇月〇日現在

お問い合せ先
 都道府県老人保健主管課
 代表(123)123-4567 内線 1111

都道府県名
 〇〇〇〇

- この一覧表は、訪問看護ステーションごとの基本利用料の負担方法を記載しています。
- 訪問看護ステーションから訪問看護を受けたときの負担方法は、訪問看護ステーションごとに異なります。
- ★ 訪問看護ステーションでの基本利用料の負担方法は次の2とおりです。

① 1割負担

* 1か月の負担の上限額は3,000円。

② 定額負担

* 1日につき600円。ただし、1か月に6日以上訪問看護を受けた場合には、6日目以降の訪問看護について基本利用料の負担はありません。

平成13年〇月〇日現在

所在地	指定訪問看護事業者名	基本利用料の負担方法	ステーションコード
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	定額	XXXXXXXXXX
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	定額	XXXXXXXXXX
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	定額	XXXXXXXXXX
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	1割負担	XXXXXXXXXX
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	定額	XXXXXXXXXX

市町村窓口等設置分には表示しない。

(別表 4 - 1) (B 4 横)

(別表 4) B 4 横

老人保健の加入者の方へ

暫定版 平成12年12月00日現在

★平成12年12月00日までに都道府県に定額負担とする旨、届出のあった診療所だけを掲載しています。
 ★12月末までに届出のあった診療所を含めたすべての診療所についての一覧は、できるだけ早く備え付けることとしていきますので、御理解願います。

診療所(保険医療機関)[医科・歯科別]一覧表

都道府県名
 お問い合わせ先
 都道府県老人保健主管課
 代表(123)123-4567 内線 1111

- この一覧表は、診療所ごとの一部負担金の負担方法を記載しています。
- 診療所にかかったときの一部負担金の負担方法は、診療所ごとに異なります。
- ★ 診療所での一部負担金の負担方法は次の2とおりです。

① 1割負担

- * 1か月の負担の上限額は3,000円。ただし、診療所外での薬剤の処方(院外処方)を受けた場合には上限額が、診療所で1,500円、薬局で1,500円となります。

② 定額負担

- * 1日につき800円。ただし、1か月に5日以上通院した場合には、6日以降の通院について負担はありません。

医科又は歯科を表示

平成12年12月00日現在

所在地	診療所名	一部負担金の負担方法
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇	〇〇〇診療所	定額
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇	〇〇〇診療所	定額
〇〇市〇〇〇町〇丁目〇〇	〇〇〇診療所	定額

老人保健の加入者の方へ

平成12年12月00日現在

- ★平成12年12月00日までに都道府県に定額負担とする旨、届出のあった訪問看護ステーションだけを掲載しています。
- ★12月末までに届出のあった訪問看護ステーションを含めたすべての訪問看護ステーションについての一覧は、できるだけ早く備え付けることとしてまいりますので、御理解願います。

訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者)一覧表

都道府県名
お問い合わせ先
都道府県老人保健主管課
代表(123)123-4567 内線111

- この一覧表は、訪問看護ステーションごとの基本利用料の負担方法を記載しています。
 - 訪問看護ステーションから訪問看護を受けたときの負担方法は、訪問看護ステーションごとに異なります。
- ★訪問看護ステーションでの基本利用料の負担方法は次の2とおりです。

- ① 1割負担
 - * 1か月の負担の上限額は3,000円。
- ② 定額負担
 - * 1日につき600円。ただし、1か月に6日以上訪問看護を受けた場合には、6日以降の訪問看護について基本利用料の負担はありません。

平成12年12月00日現在

所在地	指定訪問看護事業者名	基本利用料の負担方法
〇〇市〇〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	定額
〇〇市〇〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	定額
〇〇市〇〇〇〇町〇丁目〇-〇	〇〇〇訪問看護ステーション	定額